### □ 旧資金運用部資金

□ 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

## - 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 口にレを付けること。

- I 基本的事項
- 1 事業の概要

特別会計名: 由布市簡易水道事業特別会計

事	業	名	簡易水道事業				
事	業開始年	月日	昭和33年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	□適	用	☑非適用
団	団 体 名*		由布市	職員数(H20.4.1現在)		4	ļ
	構成団体	名					

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

### 2 財政指標等

資本費		150 (18	年度)	公営企業債現在高 (百万円)	1,085(19年度)
累積欠損金	(百万円)	(	年度)	利益剰余金又は積立金(百万円)	(  年度)
不良債務	(百万円)	(	年度)	財政力指数*	0.47(18年度)
資金不足比率	(%)	(	年度)	実質公債費比率* (%)	14.8(19年度)
				経常収支比率*(%)	94.9(18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率 及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、 財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、 平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方 財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。)。

2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- □ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- ☆ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 口 該当なし

〔合併期日:平成17年10月1日 合併前市町村:挾間町・庄内町・湯布院町〕 上記の3町のうち、合併以前より簡易水道事業を行っていた庄内町簡易水道事業(5簡水)と湯布院町簡易水道事業(5簡水)の計10簡水の統合である。合併により、計画給水人口9,944人 計画日給水量3,816㎡の経営規模となった。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
  - 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項 に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたもの に限る。)をいう。
  - 3 口にレを付けた上で内容を記入すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	由布市簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成20年度~平成24年度
計画策定責任者	由布市長 首藤奉文
既存計画との関係	由布市行財政改革実施計画(平成18年度~平成22年度)
公表の方法等	策定後、直近の水道事業運営協議会、全員協議会で説明し、その後市のHPで公開予定
基本方針	厚生労働省の簡易水道事業統合計画と由布市行財政改革実施計画との 整合性を図りながら、使用料の統一化を含めた見直しを行い、水道事 業の運営基盤の強化、住民サービスの向上、安全、安心で良質な水の 供給に努める。

- 基本的事項 (つづき)
- 5 繰上償還希望額等

5 裸上價速希望額寺					(単位:百万円)
区	分	年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	15. 6	19. 4	75. 4	110. 3
10 貝 並 理 用 砂 貝 並	補償金免除額	1.8	3. 2	12. 0	16. 9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				
注 1 四篇日上会归险次会	八一人类人可以庄	次ムにはてハヴム米のヴ	はない 計画 たんぱまて担る	にもっては「四次合宝田」	切次人・脚ナ 立脚 し

- 注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合にあっては「旧資金運用部資金」欄を空欄と し、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合にあっては「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」 欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として ( ) 書きで記入すること (以下、6にお いて同じ。)。
  - 2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基 準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、 確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
  - 3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合 があること。
- 6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

•>	· — · — · · · · · · · · · · · · · · · ·						(単位:十円)
	事	業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公		水道事業		15, 576	19, 332	75, 311	110, 218
営企							
企							
業債							
惧							
	合	計	(A)	15, 576	19, 332	75, 311	110, 218
_ an- *		水道事業					
(会記							
(再掲) (再掲)							
分							
	合	計	(B)	0	0	0	0
	公営企業で	負担するもの	(A) – (B)	15, 576	19, 332	75, 311	110, 218

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

		事業債	<b>責名</b>		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合	計
公									
営									
企									
営企業債									
惧									
		合	計	(A)					
会計負担分(									
掲担の									
分ち									
再般									
		合	計	(B)					
	公営企	業で負担	!するもの	(A) – (B)					

# 【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

責名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合	計
計	(A)					
計	(B)					
きするもの	(A) – (B)					
	計 3するもの	計 (A)	(平成20年度9月期残高)   計 (A)	(平成20年度9月期残高) (平成20年度9月期残高) 計 (A) 計 (B) 旦するもの (A)-(B)	(平成20年度9月期残高) (平成20年度9月期 (平成20年度9月期 (平成20年度9月期 (平成20年度9月期 (平成20年度9月 (平成20年度9月期 (平成20年度9月 (平成20年度	(平成20年度9月期残高) (平成20年度9月期残高)   平成20年度9月期残高)   日本の (A) - (B)   日本の (A) - (B)

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
  - 2 必要に応じて行を追加して記入すること。
  - 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、 例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

### 区 分 由布市は大分県のほぼ中央に位置する市として、平成17年10月1日挾間 財務上の特徴|町、庄内町、湯布院町が合併して発足した。面積319.16平方キロメートル、人 口36,523人(平成20年3月31日現在)、気候は気温の日較差が大きい内陸性気 候と温暖な瀬戸内式気候とに2分される。産業については旧町からの特色を生 かし、観光、農業、商工業と多様化した発展をしている。 簡易水道事業については山間部で複雑な地形に点在しているとともに、井戸 水、湧水等により当面水に困らない状況があるため整備が遅れている。また、 水道施設や配水管の老朽化に伴い、故障や漏水が多くなり、修理費や維持管理 等の経常経営が多大になっている。そのため事業を運営するにあたり、水道使 用料だけでは厳しく一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況にある。現在 収納率は97.5%であり、収納率向上に向けた努力が必要である。平成19年度末 の給水人口は8.345人、年間有収水量は819.773㎡となっている。 ① 水道料金の見直し 課 題 経 営 課 題 平成21年度までに策定する由布市水道事業基本計画のなかで、庄内町の区域 については基本料金10㎡まで1,260円で10㎡を越す超過料金は1㎡につき162.75 円、湯布院町の区域については基本料金10㎡までは900円、超過料金は1㎡につ き100円となっています。用途別についても、庄内町は1㎡につき官公署・事業 所は215.25円、共用は189円と定めているが、湯布院町区域については基本料 金と同じ体制にしている為、料金体系の統一化を含めた料金の見直しに向け、 地域住民の理解を得ながら料金改定の見直しを行う。 課 ② 未収金の徴収対策 題 <u> 過去5年間分の</u>未収額が11,583千円と大口滞納者や悪質滞納者が多くなってい る。前記滞納者には、平成20年10月1日より適用予定の給水停止処分要綱によ り給水停止を執行し、又計画的な滞納整理業務を行い、収納率の向上を図りた い。 ③ 水道施設の維持管理 進する必要があり、市民に安定した水を供給するためにも、老朽施設の延命化 を図り改良、更新を並行して進めていくことが必要である。 課 ④ 定員管理の適正合理化 題 市全体としての定員管理の適正化の目標値として、平成17年度から平 成22年度の5年間で40人の職員減を目指している。簡易水道として も経営健全化を図り、職員の効率的な配置により、計画的な定員管理の 適正化に努める必要がある。 留 意 事 項

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
  - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
  - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
  - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

# (4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	簡易水道統合計画の中で、15%引上げた料金改定を予定し、平成23年度より実施する。水道料金の格差是正に向け料金改定を行い、地域住民から信頼される健全な水道行政を目指したい。また未収金については、給水停止等を行いながら、その改修に努めていきたい。
2 他会計繰入金の見込み	料金改定により収入増を見込み、他会計繰入金の削減を目指す。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	平成23年度(成合、笛加倉)・24年度(櫟木、水地)・25年度(渕、平石)の3ケ年にかけて未普及地域解消事業を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
  - 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

# Ⅲ 今後の経営状況の見通し(②法非適用企業)

# (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

													(早)	立: 百万円, %)
			3	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
					(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	ı	区 分			(決算)	( 決 算 )	(決算)	(決算)	(決算見込)					
			収	益 (A)			177	148	153	149	146	144	165	171
		(1) 営	業収	な 益 (B)			156	131	137	135	135	135	157	163
	収	ア	料 金	収 入			141	128	132	133	133	133	153	153
	益	1	受 託 工 事	事 収 益 (C)										
	的収	ウ	そ の	他			15	3	5	2	2	2	4	10
	入	(2) 営	業外	収 益			21	17	16	14	11	9	8	8
収		ア	他会計級	操 入 金			18	17	16	14	11	9	8	8
益		1	そ の	他			3							
的	:	2 総	費	用 (D)			139	114	115	129	113	104	103	103
מם		(1) 営	業費	用			104	80	84	101	91	86	86	86
収	ıl <del>u</del>	ア		与 費			27	30	31	33	31	31	31	31
支	収 益		う ち 退	職手当										
	益的	イ	そ の	他			77	50	53	68	60	55	55	55
	支出	(2) 営	業外	費用			35	34	31	28	22	18	17	17
	Ш	ア	支 払	利 息			35	34	31	28	22	18	17	17
			うち一時代	昔入金利息										
		イ	そ の	他										
	;	3 収	支 差	引 (A)-(D) (E)			38	34	38	20	33	40	62	68
		1 資	本 的	収 入 (F)			185	80	77	182	103	70	201	172
		(1) 地	方	債			49			92	16		61	43
	資-	(2) 他	会 計 補	助 金										
	本的	(3) 他	会 計 借	入 金										
資	収	(4) 固 5		却 代 金										
貝	入	(5) 国 (	都道府県)	補助金			48						62	52
本		(6) I	事 負	担 金										
的		(7) そ	Ø	他			88	80	77	90	87	70	78	77
	2	2 資	本 的	支 出 (G)			249	106	120	205	132	114	245	
収	資	(1) 建	設 改	良 費			170	18	35	30	30	30	166	140
支	<sup>貝</sup> 本 本 的			員 給 与 費										
^	的	(2) 地	方 債 償	還 金 (H)			79	88	85	175	102	84	79	75
	支出		計長期借入3											
	щ		会計への	繰 出 金										
		(5) そ	Ø	他										
	;	3 収	支 差	引 (F)-(G) (I)			△64	△26	△43	△23	△29	△44	△44	△43

(単位:百万円.%)

											4:日万円,%)
	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収 支 再 差	引 (E)+(I) (J)			△26	8	△5	Δ3	4	△4	18	25
積 立	金 (K)				26						
前年度からの	) 繰 越 金 (L)			40	27	9	4	1	5	1	19
前 年 度 繰 上	充 用 金 (M)										
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)			14	9	4	1	5	1	19	44
翌年度へ繰り越す	すべき財源(O)										
実 質 収 支	黒 字 (P)			14	9	4	1	5	1	19	44
(N)-(O)	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( -	(Q) (B)-(C) × 100 )										
収益的収支比率( -	(A) (D)+(H) × 100 )			81	73	77	49	68	77	91	96
地方財政法施行令第20条第1 資 金 の 不	項により算定した 足 額 (R)										
営業収益一受託工事	事 収 益 (B)-(C) (S)			156	131	137	135	135	135	157	163
資 金 不 足 比 率	((R)/(S) × 100)										
積 立 金 現	 在			27	53	36	16	0	0	0	0
<u>企業</u> 债 現	在 高			1,258				916	832	814	782
うち建設改良費・準建設				1,258				916	832	814	782
うちその他に				1,200	1,170	1,000	1,002	010		011	702

# (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

											(+ 12 · 12 / 17 / 17
	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収	益 的 収 支 分			18	17	15	14	11	9	8	8
	うち基準内繰入金			18	17	15	14	11	9	8	8
	うち基準外繰入金										
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資	本 的 収 支 分			66	78	59	70	71	70	71	62
	うち基準内繰入金			52	45	46	45	46	45	56	52
	うち基準外繰入金			14	33	13	25	25	25	15	10
	うち赤字補てん的なもの			14	33	13	25	25	25	15	10

(3)経営指標等 (単位:%)

				平成15年度 (計画前5年度)	平成16年度(計画前4年度)	平成17年度 (計画前3年度)	平成18年度	平成19年度 (計画前年度)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度(計画第2年度)	平成22年度(計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
				(決算)	(決算)	(決算)		(決算見込)					
資金	不.	足比率	(%) (再掲)										
料金	·回!	収率**	(%)			95.2	91.5	94.9	86.9	93.7	99.3	129.7	129.7
総収	支.	 比率(法適用)	(%)										
		支比率(法適用)	(%)										
営業	収.	支比率(法適用)	(%)										
累積	欠	損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的	収支比率(法非適用)	(%) (再掲)			81.2	73.3	76.5	49.0	67.9	76.6	90.7	96.1
		務比率(法適用)又は 率(法非適用)	(%) (再掲)										
	収	益的収入分	(%)			10.2	11.5	9.8	9.4	7.5	6.3	4.8	4.7
		うち基準内繰入金	(%)			10.2	11.5	9.8	9.4	7.5	6.3	4.8	4.7
繰		うち基準外繰入金	(%)										
入		うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
金		うち赤字補てん的なもの	(%)										
比率	資.	本的収入分	(%)			35.7	97.5	76.6	38.4	69.6	100.0	35.3	36.0
平		うち基準内繰入金	(%)			28.1	56.3	59.7	24.7	45.1	64.3	27.9	30.2
		うち基準外繰入金	(%)			7.6	41.3	16.9	13.7	24.5	35.7	7.4	5.8
		うち赤字補てん的なもの	(%)			7.6	41.3	16.9	13.7	24.5	35.7	7.4	5.8

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
  - (1) 資金不足比率(%)
  - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
  - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
  - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
  - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 100
  - (5) 累積欠損金比率(%) =累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
  - (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) =不良債務(又は実質赤字額)/(営業収益-受託工事収益)×100
  - (8) 繰入金比率(%) =収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
  - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
  - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
    - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価(円/㎡)=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用ー(受託工事費+基準内繰入金)+地方債償還金)/年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ·使用料回収率(%)=使用料収入/汚水処理費×100

# IV 経営健全化に関する施策

	項	目	Ⅱの課題番号	具体的内容
	□推進法を上回る ◎額の削減	職員数の純減や人件		
0	地方公務員の職	員数の純減の状況	4	集中改革プランに沿って、平成17年度から平成22年度の間の年度別職員数を設定し、40人の純減を目指す。新規採用者は退職者の50%に抑制し、平成24年度職員数341人を目標とする。簡易水道事業については平成20年度に1名増となったが、翌年度以降の職員数は横ばい又は抑制を行う。
0	給与のあり方		4	職員給与のカットや諸手当の見直しを行い、人件費の抑制を図る。
		の給与構造改革を踏 造の見直し、地域手	4	平成18年度から給与構造の見直しを実施したが、一部国と異なる切替を行っている。現在、職員の基本給について、平成18年7月から平成21年3月までの間5%カットを実施している。また、管理職手当についても部長級8%→6%、課長級6%→4%へそれぞれ2%のカットを実施している。平成21年4月以降については検討中である。地域手当については支給地域対象外である。(一般会計と同様の扱い)
		員に相当する職種に 等の給与のあり方		技能労務職員を市として配置していない。
	◇ 退職時特昇	等退職手当のあり方	4	平成18年4月に退職時の特別昇給(20年勤続1号)を廃止した。(一般会計と同様の扱い)
	◇ 福利厚生事	業のあり方	4	当市は、全ての部局を含め、由布市職員共済会で事業を行っており、平成18年度から職員厚生費補助金を職員1人あたり24, 000円を12, 000円に減額した。それにより職員互助会への公費負担率が63. 9%から51. 5%になった。
	-費の削減、指定 託の推進やPF	管理者制度の活用等 I の活用等		
	維持管理費等の に向けた取組	縮減その他経営効率	3	水道管や施設の老朽化が激しく、迅速な対応で維持管理費を抑える必要がある。簡易水道統合計画を策定し施設整備を図ることが不可欠である。又消耗品費の5%削減、食料費の廃止。
	指定管理者制度 進やPFIの活	の活用等民間委託の 用		

# Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項目		Ⅱの課題番号	具体的内容
	コスト等に見合った適正な料 引上げ、売却可能資産の処分等 の確保			
	○ 料金水準が著しく低い は、コスト等に見合った 準への引き上げに向けた	適正な料金水	①	平成21年度までに簡易水道統合計画を策定し、用途別の見直しを含めた15%の料金の引上げを予定している。
4	経営健全化や財務状況に関す の推進と行政評価の導入	する情報公開		
	○ 経営健全化や財務状況I 公開	こ関する情報		決算状況・給与及び定員管理の状況について市報やホームページを通じて公開(例年11月)している。また、経営健全化計画については、直近の水道事業運営協議会で説明し、その後市のホームページで公開予定である。
	〇 行政評価の導入			事前に翌年度実施予定事務事業計画調書、決算に基づき事務事業完了調書を作成し、事業の妥当性、公平性、有効性及び効率性について評価を行い、予算編成に反映させる。平成20年度より施行を始め、21年度より本格実施を予定している。
5	その他		2	悪質と思われる長期未納者に対し給水停止を行い、未収金の回収に努める。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した 課題番号を引用しつつ、記入すること。
  - 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

#### 1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	適正な職員配置を行い、簡易水道事業会計についても、普通会計に準じて基本給について5%カット、管理職手当について部長級8%→6%、課長級6%→4%の削減を行っていく。
	平成21年度までに簡易水道統合計画を策定し、用途別の見直しを含めた15%の料金の引き上げを予定している。過年度分の未収額が11,583千円であり、今後 給水停止を予定しながら今まで以上の滞納整理業務を行う必要がある。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後も、一般会計からの基準外の繰入金の削減に努めていく。
4 その他	水道管や施設の老朽化が激しく、迅速な対応で維持管理費を抑える必要がある。簡易水道統合計画を策定し施設整備を図ることが不可欠である。また消耗品費の 5%削減、食糧費の廃止。

- 注 1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
- 2 必要に応じて行を追加して記入すること。
- 2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

#### (各事業共通留意事項)

- 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の 状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別 目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別 に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
- 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間 の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が 計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改 善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
- 5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」 欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上 すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間 実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるので、計画策定にあたっては予め留意すること。)。
- 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
- 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

- V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
- 2 年度別目標等
- (1) 水道事業
  - ① 年度別目標

(単位:百万円、%)

果題	目標又は実績	平成 1 5 年度 (計画前 5 年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成 1 7 年度 (計画前 3 年度) (決 算)	平成18年度 (計画前々年度) (決 算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
又入の確保													
	料金改定率										15%		
	改善額(料金の適正化)※1										20	20	
	未収金の徴収対策			1	1	2		2	2	2	2	2	
	改 善 額				0	1	1	0	0	0	0	0	
	一般会計負担金の額												
	改 善 額 (負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改 善 額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
と 費の削減	或】												
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)			27	30	31		33	31	31	31	31	
	改善額				-3	1	-2	1	1	1	1	1	
	給与水準				7月より -5%	-5%		-5%	-5%	-5%	-5%	-5%	
	改善額					1	1	1	1	1	1	1	
	その他 ( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)			3	4	4		5	5	5	5	5	
	増減数 (人)				1	0	1	1	0	0	0	0	
	維持管理費等			41	41	39		56	46	35	35	35	
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
i	その他(												
	改善額												
	累積欠損金比率												
/	増 減												
/	企業債現在高			1, 258	1, 170	1, 085		1, 002	916	832	814	782	
´	近果頂現住局 増 減			1, 208	1, 170 -88	1, 085 -85		1, 002 -83		-84			
								-83	-80	-84			
1 「課題	<ul><li>Ⅰ」欄については、「1 主な課題と取組</li><li>▼の「職員数」欄については、地方公営企</li></ul>	み及び目標」の「課題」	」欄の番号を記入する。	<u>-</u> ک	計画前5年間	以 音組 台計	-1				改善額	合 計	l

- ※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減 (建設改良費の即制は除く。) を記入すること。 4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

#### ② 経営状況

O 1											
		平成15年度 (計画前5年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決 算)	平成176年度 (計画前3年度) (決 算)	平成 1 8 年度 (計画前々年度) (決 算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口	(千人)			8	8	8	8	8	8	8	8
年間総有収水量	(千㎡)			837, 970	805, 508	819, 773	800, 000	800, 000	800, 000	807, 000	872, 000
公称施設能力	(㎡/日)			3, 878	3, 878	3, 878	3, 878	3, 878	3, 878	3, 878	3, 878
1日最大配水量	(㎡/日)			5, 477	4, 944	4, 528	4, 347	4, 463	4, 341	4, 492	4, 526
最大稼働率	(%)			141. 2	127. 5	116. 8	112. 1	115. 1	111. 9	115. 8	116. 7
供給単価	(円/㎡)			168. 1	159. 0	161. 3	166. 2	166. 2	166. 2	189. 5	175. 4
給水原価	(円/㎡)			261.1	250. 2	243. 1	265. 0	248. 8	235. 0	225. 5	204. 1

#### ③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成20年度から平成21年度にかけて由布市水道事業基本計画策定を行い、簡易水道事業(10簡水)の状況、資産等の調査を実施する。さらには、事業統合及び水道使用料金の統一を行う。上水道・簡易水道の事業統合に よる由布市水道事業の一本化についても、平成28年度を目標に今後、実施に向けて検討する。

### 改善額内訳

	平成15年度 (計画前5年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決 算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
料金改定率										20	20	40
未収金の徴収対策												
給与水準					1	1	1	1	1	1	1	5